

## 富士宮市世界遺産富士山基金条例

### (設置)

第1条 世界遺産富士山に係る保全及び活用に要する財源に充てるため、富士宮市世界遺産富士山基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てるものは、次のとおりとする。

- (1) 予算で定めた額
- (2) 寄附金
- (3) 基金から生ずる収益

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第5条 基金は、世界遺産富士山に係る保全及び活用に要する財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。